

社団法人
真鶴町観光協会

定 款

平成 17 年 4 月 1 日認可

平成 20 年 6 月 20 日改正

社団法人 真鶴町観光協会

社団法人真鶴町観光協会定款

目次

| | | |
|------|-----------|-------------|
| 第1章 | 総則 | (第1条～第4条) |
| 第2章 | 会員 | (第5条～第10条) |
| 第3章 | 役員及び職員 | (第11章～第16条) |
| 第4章 | 顧問及び参与 | (第7条) |
| 第5章 | 総会 | (第8条～第26条) |
| 第6章 | 理事会 | (第7条～第35条) |
| 第7章 | 委員会 | (第36条) |
| 第8章 | 資産、事業計画等 | (第37条～第42条) |
| 第9章 | 定款の変更及び解散 | (第43条・第44条) |
| 第10章 | 雑則 | (第45条) |
| | 附則 | |

社団法人真鶴町観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人真鶴町観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1,115番地の1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、真鶴の観光宣伝及び観光客の誘致、観光客に対する情報提供並びに観光行事の実施等を行うことにより、観光事業の健全な発展を図り、もって真鶴町の地域経済の振興及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光情報の収集及び提供
- (3) 観光に関する調査及び研究
- (4) 観光行事の実施及び助成
- (5) 観光案内所の運営
- (6) 観光物産の宣伝及び販売
- (7) 観光事業従事者の資質向上
- (8) 観光地の美化の推進
- (9) 地方公共団体その他公共的団体から委託される観光事業及び観光施設等の管理の委託
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人又は団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。
2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

(3) 専務理事 1人

(4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む。) 15人以上22人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けてときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第14条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員の報酬等)

第 15 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第 16 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員 10 人以内を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 17 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、この法人の運営に対し、会長の諮問に応じ、助言を与えるものとする。

4 前 2 項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 5 章 総会

(総会の構成等)

第 18 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 3 月及び 6 月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が民法第 59 条第 4 号の規定により召集するとき。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定する場合を除き、会長が召集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の 10 日前までに文章をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数 (書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し手、開会の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 34 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第 35 条 第 26 条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合に置いて、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 36 条 この法人に、事業の円滑な運営を図るため、総務委員会、企画委員会及び事業委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 8 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の 5 日前までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会において、正会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 44 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ法人に寄附する。

第 10 章 雑則

(委任)

第 45 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

(会員に関する経過規定)

1 この定款の施行の際現に真鶴町観光協会の会員であるものは、第 6 条の規定により入会したものとみなす。

(役員に関する経過規定)

2 この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の事業年度)

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(第 11 条第 1 項の一部変更)

6 この定款は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。